

# 第14回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

## ◇日時

平成16年 2月17日(火) 15:00~17:00

## ◇場所

奈良県文化会館 第1会議室

## ◇議事

個人情報保護制度の改善について(第2号諮問事案)

### [議事概要]

#### <検討事項6 個人情報取扱状況の公表>

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 個人情報を取り扱う事務を単位として登録、公表している現行の個人情報取扱事務登録簿の制度の方が、個人情報の保有の形態にかかわらず、広く個人情報の取扱いの状況を明らかにすることができるのではないか。

#### <検討事項7 自己情報の開示請求>

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 開示義務については、条文上明記することが必要ではないか。
- 不開示情報については、現行条例の類型を基本としつつ、行政機関法の定める不開示の基準を参考として、見直すべき部分を検討することが必要である。
  - ・ 行政機関法で定める「本人に関する情報」については、現行条例の「評価等情報」及び「未成年者の個人情報」で対応することができるのではないか。
  - ・ 「開示請求者以外の個人に関する情報」及び「法人等に関する情報」については、本来自己情報の開示請求は本人の情報を本人に開示するものであるということに留意する必要がある。
- 存否応答拒否や事案の移送の制度については、導入していくことが適当ではないか。
- 開示の請求時だけでなく開示の実施時においても、本人確認を行

う手続は維持する必要があるのではないか。

---